

第 5 8 号 議 案

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について
の点検及び評価の実施について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 0 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表を行うものである。

議案一部別冊

点検評価の見直しについて

1 評価基準

現在

- ◎ 達成
- 目標の半分以上の達成
- △ 未達成
- × 未実施
- － 感染症対策のため未実施・未達成

改正

- ◎ 達成
- おおむね達成（100%未満～70%）
- × 達成できなかった（70%未満）
- － 現時点では判断が困難（実績なし等）



進捗度の測り方

類型1 増加を目標とする指標

算式：(R4 実績値－基準値) ÷ (R4 目標値－基準値)

例) 合計特殊出生率 H30基準値：1.46 R4目標値：1.47 R4実績値：1.48
→ (1.48－1.46) ÷ (1.47－1.46) =200.0%

類型2 増加を目標とする指標（累積型）

算式：(R4までの実績値－0 or 基準値) ÷ (R4までの目標値－0 or 基準値)

例) 雇用創出数（5年累計）R4までの目標値：6,000人 R4までの実績値：5,800人
→ (5,800－0) ÷ (6,000－0) =96.7%

類型3 減少を目標とする指標

算式：(基準値－R4実績値) / (基準値－R4目標値)

例) 転出者数 H30基準値：300人 R4目標値：200人 R4実績値：250人
→ (300－250) / (300－200) =50.0%

類型4 具体的数値ではなく「現状維持」等を目標とする指標

改善（現状維持含む）している場合→100.0%

悪化している場合→0.0%

2 評価対象

一つの事業で小学校と中学校がある場合は、それぞれ分けて評価します。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第 5 9 号議案

令和 6 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考
要項及び令和 6 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪
問教育入学者選考要項について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 0 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 6 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及
び令和 6 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考
要項を定めようとするものである。

令和6年度 久留米市立久留米特別支援学校
高等部入学者選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込の者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に基づき、(1)と同等以上の学力があると認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学科	募集定員
普通科	78人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等の写し

(4) その他、久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

令和6年1月26日（金）から令和6年2月2日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。

（ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない）

6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。
なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

1 選考の方法

- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により可否を決定するものとする。

2 検査内容

学力調査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、令和6年2月16日（金）とする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- (3) 受検者が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの罹患、その他やむを得ない理由により上記日程で受検できなかった場合は、後日追検査を行う。

4 検査場等

- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、令和6年3月11日（月）午前9時とする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

第6 2次募集

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、原則として2次募集を行うものとする。追加募集の有無や期日の公表は、1次の発表後に行う。

- 1 募集期間は令和6年3月12日（火）から3月15日（金）の正午までとする。
- 2 検査期日は令和6年3月21日（木）とする。
- 3 合格者発表は令和6年3月22日（金）の午前9時とする。

令和6年度 久留米市立久留米特別支援学校
高等部訪問教育入学者選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性や障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、原則として保護者とともに久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部で訪問教育を受けていた者で、令和6年3月卒業見込の者
- (2) 原則として特別支援学校中学部を令和6年3月卒業見込の者で、障害の重度・重複化により通学して高等部教育を受けることが困難な者
- (3) その他、久留米特別支援学校長が定める資格・要件に基づき、久留米特別支援学校高等部訪問教育が適当と認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学科	募集定員
普通科	3人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等の写し

(4) その他、久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

令和6年1月26日（金）から令和6年2月2日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。

（ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない）

6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。

なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

1 選考の方法

(1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。

(2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。

(3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により入学者を決定するものとする。

2 検査内容

学力調査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

(1) 検査期日は、令和6年2月13日（火）から令和6年2月16日（金）までの期間で久留米特別支援学校長が定めるものとする。

(2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

(3) 受検者が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの罹患、その他やむを得ない理由により上記日程で受検できなかった場合は、後日追検査を行う。

4 検査場等

(1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。ただし、志願者の障害の状態等により、必要に応じて家庭や施設等で行うこともできるものとする。

(2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

1 合格者発表の期日は、令和6年3月11日（月）午前9時とする。

2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

学校教育法施行令（抜粋）

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- 備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

第 6 0 号議案

令和 6 年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異
動方針について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 0 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6
2 号）第 2 1 条第 3 号の規定により、令和 6 年度久留米市立小・中・
特別支援学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

令和6年度

人事異動方針

—久留米市立小・中・特別支援学校教職員—

久留米市教育委員会

人事異動方針

－久留米市立小・中・特別支援学校－

久留米市立小・中・特別支援学校教職員の人事異動については、県費負担教職員に関する県の異動方針等を踏まえ、長期的な展望に立った計画的人事によって、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることを目的として、次の方針によって人事異動の内申を行う。

- 1 時代の大きな転換期にある中、「久留米市教育に関する大綱」並びに「久留米市教育振興プラン」に基づき、ともに未来を創るくるめっ子を目指し、子どもの「つくる力・つなぐ力・つらぬく力」をはぐくむために、適材・適所に配置することとする。
- 2 教科、性別、年齢などを考慮し、教職員の年齢構成、男女比等の適正化に努め、中学校においては教科運営の適正化を図る。
- 3 特別支援教育の充実のための人材の育成と学校の実情に応じた専門性のある教員の配置に努める。
- 4 学校教育の活性化を図るため、県教育委員会と連携しながら教育事務所管内における市郡間交流、教育事務所間交流、県・市立学校等との人事交流を行う。
- 5 「久留米市教育振興プラン」に掲げる4つの重点と土台としての人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育等の推進を図るため、要員の確保と人事配置の適正化に努める。
- 6 管理職の内申に当たっては業績評価の結果を活用し、全市的かつ長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材及び女性の積極的な登用を図る。
- 7 管理職並びに主幹教諭、指導教諭の降任については、本人の希望を尊重する。
- 8 新規採用教員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。
- 9 再任用制度により任用された教職員については、県教育委員会と十分な連携を行い、その経歴や能力を発揮できるような配置に努める。

令和6年度人事異動取扱要綱

－久留米市立小・中・特別支援学校－

1 人事異動対象者の条件

久留米市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員の人事異動対象者は、県人事異動方針及び市人事異動方針に基づき、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることができるよう下記の内容とする。

- (1) 同一校6年以上の勤続者は、異動対象者として取り扱う。
- (2) 管内他市町村間交流による転入者で3年以上勤務した者は、原則として、管内他市町村への異動対象者とする。
- (3) 同一校10年以上の勤続者は、原則として異動を行う。ただし、通勤時間又は本人の健康状態については過度の負担にならないよう配慮する。
- (4) 積極異動の希望者に対しては、本人の意向を尊重し異動を行う。ただし、校長の意向と協議のもと最終的な判断をして取り扱う。

2 人事異動地区における学校選択の方法について

(1) 希望異動先の学校選択方法

北筑後教育事務所との協議を経て、人事異動地区（小学校3地区、中学校3地区、久留米特別支援学校1地区）を東部、中部、南部地区の3地区として設定した。人事異動地区から、下記の方法に基づき異動先の希望校を4校選択すること。

① 教諭の選択方法（主幹教諭、指導教諭を含む）

学校種	学校選択の方法
小学校	① 4校を選択すること。 ② 3地区から各1校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
中学校	① 4校を選択すること。 ② 3地区から各1校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
久留米特別支援学校	① 希望する学校種の選択方法に準じて選択記入すること。

② 養護教諭、学校事務職員、栄養教諭及び学校栄養職員の選択方法

人事異動地区（東部、中部、南部の3地区及び久留米特別支援学校）のうち、2以上の地区から「4校」を選択し、記入すること。

(2) 人事異動地区

① 全小学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (16校)	船越小、水縄小、田主丸小、水分小、竹野小、川会小、柴刈小、 弓削小、北野小、大城小、金島小、大橋小、草野小、宮ノ陣小、 山本小、善導寺小
中部地区 (15校)	西国分小、篠山小、京町小、長門石小、日吉小、金丸小、上津小、 南薫小、合川小、小森野小、東国分小、青峰小、高良内小、 御井小、山川小
南部地区 (13校)	荘島小、鳥飼小、南小、大善寺小、安武小、荒木小、津福小、 城島小、江上小、青木小、西牟田小、犬塚小、三瀨小

② 全中学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (4校)	田主丸中、北野中、屏水中、宮ノ陣中
中部地区 (7校)	城南中、櫛原中、諏訪中、明星中、青陵中、良山中、高牟礼中
南部地区 (6校)	江南中、牟田山中、三瀨中、城島中、荒木中、筑邦西中

③ 久留米特別支援学校 「単独1地区」とする。

※ 3地区間の異動については、北筑後教育事務所管内市町村間交流の異動をしたものとみなす。

※ 児童生徒支援教員が加配されている学校、久留米特別支援学校で勤務経験がない職員は、本人の異動希望にかかわらず、当該学校へ異動する場合がある。

(3) 北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望が有の場合は、1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

事務局等職員等及び教職員の人事異動方針

事務局等職員等及び教職員（以下「職員」という。）の人事異動については、教育行政の適正かつ能率的な運営、学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を推進し本県教育の充実発展を図るため、次の方針に基づいて行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。
なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。
- 6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

県費負担教職員の人事異動取扱方針

福岡県市町村立小・中・義務教育学校及び特別支援学校の教職員の人事異動については、市町村教育委員会との協働関係を維持しつつ、人事異動方針に基づき、この人事異動取扱方針により行うものとする。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
 - (1) 校長・副校長・教頭の異動については、業績評価の結果を活用し、学校・地域の実態を踏まえて、適材を適所に配置する。
 - (2) 教員等の異動については、次のように取り扱い、適材を適所に配置する。
 - ア 年齢構成・男女比の適正化に努める。
 - イ 中学校においては、教科運営の適正化を図る。
 - ウ 特別支援学校には、特に人材の確保に努める。
 - エ 定員に対する過不足及び教科欠の解消を図るように努める。
 - オ 学校事務の共同実施を踏まえた職員配置に努める。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
 - (1) 校長・副校長・教頭の異動については、同一校勤務年数の適正化を図る。
 - (2) 教員等の異動については、同一市郡・同一校永年勤続者の計画的異動を図る。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
 - (1) 学校教育の活性化を図るため、教育事務所管内における市郡間交流の推進に努めるとともに、教育事務所間交流も図ることとする。この場合、教職員の通勤時間を配慮するものとする。
 - (2) 小・中学校等の異種学校間及び県立学校（高等学校、特別支援学校、中高一貫教育校）との人事交流（研修によるものを含む。）を推進する。
 - (3) 教育事務所間及び県立学校との交流は、本庁において取りまとめ、その指示するところにより異動を行うものとする。
 - (4) 教職員の過員の解消については、教育事務所間の相互交流にとどまらず、本庁において全県的な計画をもって是正を図るものとする。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
 - (1) 特色ある学校づくりを推進するため、適切な人材の配置を行う。
 - (2) 教育上特別の配慮を必要とする学校については、実情を考慮し人事異動を行う。
 - (3) 相当年限へき地学校に勤務した者については、転任に当たりその希望を考慮する。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。

なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。

 - (1) 管理職については、教育の実績を上げた者のうち、人格高潔であって、教育的識見に長じ、学校経営に対する積極的な姿勢と十分な力量のある者を任用する。
 - (2) 新しい時代の学校にふさわしい特色ある学校づくりを推進する観点から、小・中間、

中・高間等の異種学校間の管理職の交流人事を促進する。

(3) 管理職の任用に当たって県教育委員会は教育事務所を経て市町村教育委員会と協議することとし、特に次のことに留意する。

ア 若い有能な校長・副校長・教頭の任用を図りながら、管理職の適正な年齢構成にも配慮する。

イ 女性の校長・副校長・教頭の任用を図る。

(4) 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(5) 主幹教諭・指導教諭については、配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、適切な人材の任用を図る。

(6) 女性の主幹教諭・指導教諭の任用を図る。

(7) 主幹教諭・指導教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

(1) 教員については、教員採用候補者名簿に登載された者のうちから採用する。

ただし、次の場合は、候補者名簿に登載されていない者についても別途選考し、採用することがある。

ア 他府県の国立大学法人及び公立学校との交流の場合

イ 県内の国立大学法人及び公立学校又は現に県教育委員会事務局・市町村教育委員会事務局・県教育センター等に勤務している職員（教員経験者に限る。）を採用する場合

ウ 栄養教諭を特別選考試験により採用する場合

(2) 事務職員については、「福岡県職員採用試験合格者名簿」に登載された者のうちから採用する。

7 暫定再任用職員

教職員の再任用(更新を含む。)については、暫定再任用制度により運用する。配置に当たっては、市町村教育委員会の意見を十分聴くものとする。

* 市町村教育委員会の内申手続について

人事異動に当たっては、市町村教育委員会の内申をまっで行う。(同一市町村内の転任については、内申に基づき行う。)

(1) 一般教職員の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長に提出するものとする。

(2) 校長・副校長・教頭の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を經由し教職員課長に提出するものとする。

(3) 校長の意見の申し出がなされた場合は、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を經由し教職員課長に提出するものとする。

(4) 市町村合併が行われる地域の人事については、内申日に存する市町村教育委員会において内申するものとする。

(平成29年11月14日改正)

県費負担教職員の市町村間交流人事異動方針

福岡県教育庁北筑後教育事務所

教育事務所及び管内各市町村教育委員会の連携・協力の下、長期的な視点に立った市町村間交流を推進し、もって北筑後管内全体の学校教育の活性化を図ることを目的としてこの方針を定めるものである。

管内各市町村教育委員会においては、この方針の趣旨を尊重し、市町村間交流の推進に努めるものとする。

1 交流の目的

- (1) 管内市町村の教育水準の維持・向上及び教育の活性化
- (2) 教職員の意欲及び資質の向上
- (3) 学級減に伴う過員の解消及び定数欠、教科欠のアンバランスの解消
- (4) 時代の変化に伴う指導方法の改善に対応する管内指導体制の確立

2 交流の考え方

(1) 一般教職員

- ア 各市町村の課題により意図的、計画的な交流を行う。
- イ 市町村別の課題に応じた主任級等の交流人事を促進する。
- ウ 採用後、2以上の市町村での勤務の経験がない者については、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。

(2) 管理職員

- ア 管理職員については、原則として、在任期間中、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。
- イ 教頭昇任時は、可能な限り、他市町村へ配置する。

3 交流の期間

管内市町村間交流の期間は、原則として3年とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

4 交流者の決定

- (1) 各市町村教育委員会は、毎年度、他市町村未経験者リストを作成する。
- (2) 教育事務所は、各市町村教育委員会と協議の上、各市町村の課題に基づく要望や他市町村異動希望者の状況を勘案しながら交流者を決定する。

5 その他

- (1) 久留米市については、異動範囲が広範であり、市内異動においても市町村間異動と同等の効果を期待できることから、別紙のブロック間による異動も市町村間異動とみなす。
- (2) 本方針については、毎年度の人事異動に関する動向や各市町村教育委員会の意見を踏まえ、適宜見直すこととする。

令和6年度 教職員異動調査書 (個人票)

学校名	職名	氏名 (フリガナ)	性別	年齢 (生年月日)	歳
立学校		()		(昭和・平成)	日 月 日
現住所	小学校区 ()		現在の通勤方法	有 (出産月頃)	分 km
種別	教科	担当学年	特 技	現任校の勤務年数	年 月
免状		年 組		年 月	有
可書教諭資格の有無	有	担当教科		育休希望の有無	有
北筑後管内に勤務する配偶者及び三親等内の教職員氏名	続 柄	氏 名	市町村名	転出希望提出状況 (県立学校)	
				中学校・中等教育学校・高等学校	地区
				特別支援学校 (幼・小・中)	
				他県等教員採用候補者名簿登録	都道府県
				候補者名簿登録	
異動希望	理由 (他市町村含む)	管 内 他 市 町 村			
有	1 2 3 4	※ () は久留米市のブロック			
無 (やむを得ず)	学校 学校 学校 学校	1 2 3 4			
		市・町・村 () 市・町・村 () 市・町・村 () 市・町・村 ()			
		(注) 他市町村を2つ以上記入すること 久留米市へはブロック別に記入すること			
希望	市郡名 (事務所管外)	小・中・高			
有	第1希望 市郡	第2希望 市郡	第3希望 市郡	長期派遣	再任用
無	市郡	市郡	市郡	特別支援学校	希望の
				交流希望	希望の
				の 有 無	の 有 無
				の 有 無	の 有 無
				の 有 無	の 有 無
管外転出希望の有無	有	有	有	有	有
降任希望の有無	有 ()	有 ()	有 ()	有 ()	有 ()

職 歴	勤 務 先	職 名	期 間	年 数
1			昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
2			昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
3			昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
4			昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
5			昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
上記以外			昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
市町村勤務歴			昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
上記以外			昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
他 市町村勤務歴			昭和・平成・令和 年 月 日から 年 月 日まで	
異動・勤務等について特に配慮して欲しいこと				

○ 「異動希望」欄記入例

(イ) 「現任校所在の市町村内」は希望するが、「管内他市町村」は希望しない場合

異動希望	現任校所在の市町村内				管内他市町村 ※ () は久留米市のブロック													
	有 (やむを得ず)	1	2	3	4	有 (やむを得ず)	1	2	3	4	有 (やむを得ず)	1	2	3	4			
		A 学校	B 学校	C 学校	D 学校		E 市・町・村 (東 部)	E 市・町・村 (中 部)	F 市・町・村 ()	G 市・町・村 ()		E 市・町・村 (東 部)	E 市・町・村 (中 部)	F 市・町・村 ()	G 市・町・村 ()			
理由(他市町村含む)					(注) 他市町村を2つ以上記入すること 久留米市へはブロック別に記入すること	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	
												○	△	□	●	▲		■
							学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校

(ロ) 「管内他市町村」は希望するが、「現任校所在の市町村内」は希望しない場合

異動希望	現任校所在の市町村内				管内他市町村 ※ () は久留米市のブロック													
	有 (やむを得ず)	1	2	3	4	有 (やむを得ず)	1	2	3	4	有 (やむを得ず)	1	2	3	4			
		A 学校	B 学校	C 学校	D 学校		E 市・町・村 (東 部)	E 市・町・村 (中 部)	F 市・町・村 ()	G 市・町・村 ()		E 市・町・村 (東 部)	E 市・町・村 (中 部)	F 市・町・村 ()	G 市・町・村 ()			
理由(他市町村含む)					(注) 他市町村を2つ以上記入すること 久留米市へはブロック別に記入すること	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	
												○	△	□	●	▲		■
							学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校

(ハ) 「現任校所在の市町村内」「管内他市町村」のどちらでもよいから希望する場合

異動希望	現任校所在の市町村内				管内他市町村 ※ () は久留米市のブロック													
	有 (やむを得ず)	1	2	3	4	有 (やむを得ず)	1	2	3	4	有 (やむを得ず)	1	2	3	4			
		A 学校	B 学校	C 学校	D 学校		E 市・町・村 (東 部)	E 市・町・村 (中 部)	F 市・町・村 ()	G 市・町・村 ()		E 市・町・村 (東 部)	E 市・町・村 (中 部)	F 市・町・村 ()	G 市・町・村 ()			
理由(他市町村含む)					(注) 他市町村を2つ以上記入すること 久留米市へはブロック別に記入すること	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	
												○	△	□	●	▲		■
							学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校

(ニ) 「現任校所在の市町村内」「管内他市町村」共に希望がない場合

異動希望	現任校所在の市町村内				管内他市町村 ※ () は久留米市のブロック													
	有 (やむを得ず)	1	2	3	4	有 (やむを得ず)	1	2	3	4	有 (やむを得ず)	1	2	3	4			
		A 学校	B 学校	C 学校	D 学校		E 市・町・村 (東 部)	E 市・町・村 (中 部)	F 市・町・村 ()	G 市・町・村 ()		E 市・町・村 (東 部)	E 市・町・村 (中 部)	F 市・町・村 ()	G 市・町・村 ()			
理由(他市町村含む)					(注) 他市町村を2つ以上記入すること 久留米市へはブロック別に記入すること	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	
												○	△	□	●	▲		■
							学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校

(ホ) 管外転出希望の有無

管外転出希望の有無	有 (やむを得ず)	市郡名 (事務所管外)			小・中 交流希望の有無	中・高 交流希望の有無	特別支援学校 交流希望の有無	長期派遣 研修希望の有無	再任用 希望の有無
		第1希望 大牟田 市	第2希望 みやま 市	第3希望 筑後 郡					
	無				有	有	有	有	

第 6 1 号議案

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 0 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の任期満了に伴い、久留米市文化財収蔵資料審議会規則第 4 条の規定により、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

久留米市文化財収蔵資料審議会規則（昭和58年久留米市教育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市文化財収蔵資料審議会委員に委嘱する。

記

専 門	氏 名	所 属	任 期
歴 史	きど ひろなり 木土 博成	九州大学 比較社会文化研究院	令和5年11月1日 から 令和7年10月31日 まで
歴 史	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部 国際文化学科	
美術工芸	うえの かおり 植野 かおり	立花家史料館	
美術工芸	こくしょう ともこ 國生 知子	九州歴史資料館	
美術工芸	よしなが ようぞう 吉永 陽三	元 佐賀県立博物館・ 美術館	
考 古	おおつ ただひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学	
民 俗	よしどめ ゆうこ 吉留 優子	元 九州産業大学美 術館	
教育普及	ごとう じゅんこ 後藤 純子	久留米文化振興会美 術館担当事務局	

久留米市文化財収蔵資料審議会委員 新旧対照表

※は新委員

専 門	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
歴 史	えとう あきひこ 江藤 彰彦	久留米大学経済学部 文化経済学科	※ きど ひろなり 木土 博成	九州大学 比較社会文化研究院
歴 史	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部 国際文化学科	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部 国際文化学科
美術工芸	うえの かおり 植野 かおり	立花家史料館	うえの かおり 植野 かおり	立花家史料館
美術工芸	こくしやう ともこ 國生 知子	九州歴史資料館	こくしやう ともこ 國生 知子	九州歴史資料館
美術工芸	よしなが ようぞう 吉永 陽三	元 佐賀県立博物館・ 美術館	よしなが ようぞう 吉永 陽三	元 佐賀県立博物館・ 美術館
考 古	おおつ ただひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学文学部 アジア文化学科	おおつ ただひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学
民 俗	よしどめ ゆうこ 吉留 優子	元 九州産業大学美術館	よしどめ ゆうこ 吉留 優子	元 九州産業大学美術館
教育普及	ごとう じゅんこ 後藤 純子	久留米文化振興会美術 館担当事務局	ごとう じゅんこ 後藤 純子	久留米文化振興会美術 館担当事務局

○久留米市文化財収蔵資料審議会規則

昭和58年10月1日

久留米市教育委員会規則第3号

改正 平成元年6月30日教育委員会規則第5号

平成9年3月31日教育委員会規則第4号

平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第4項

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)第3条の規定に基づき、久留米市文化財収蔵資料審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財収蔵資料の受入れに関し必要な事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員(第3条第2項に規定する臨時委員を除く。以下次項において同じ。)の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 第3条第2項に規定する臨時委員は、同項に規定する特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選とする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(平17教規則48・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年6月30日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第4項) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

第 6 2 号 議 案

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 0 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提 案 理 由

久留米市スポーツ推進委員の欠員補充のため、委員を委嘱しようとするものである。

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進委員に委嘱する。

記

校 区	氏 名	任 期
大城校区	中村 悦士	令和5年11月1日 から 令和6年3月31日 まで

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

■本人申出による辞任

校区・地域	氏名	年齢／性別	経年	委嘱
大城校区	南島 成司(ナジマ ジョウジ)	61／男	1	R4.4.1 ~ R5.4.30

■委嘱（令和5年11月1日付）

校区・地域	氏名	年齢／性別	推薦理由
大城校区	中村 悦士(ナカムラ エツジ)	41／男	地域の行事にも積極的に参加するとともに、ボランティアとしても活動しており、スポーツ普及に貢献できると考えるため。

■久留米市スポーツ推進委員の構成（R5/11/1現在）

○定数112人中109名。

○109名中 女性スポーツ推進委員数 41名 女性委員登用率 37.6%

○年齢は、34歳から77歳と幅広く、平均年齢は57.6歳。

20歳代：1名 30歳代：4名 40歳代：19名

50歳代：38名 60歳代：34名 70歳代：13名

○経験年数の平均は約10年。（最長は56年）

○スポーツ基本法

~~~~~  
(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

## ○久留米市スポーツ推進委員に関する規則

~~~~~  
(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域及び事項について次の職務を行う。

- (1) 市民一般に対しスポーツについての理解を深め、その振興のための指導助言を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関、その他の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に対し、求めに応じ協力すること。
- (5) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。

2 前項の規定により、スポーツ推進委員が分担する地域の指定その他職務に関し必要な事項は教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、136人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

第 6 3 号議案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 0 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の辞任に伴い、その後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則(昭和40年久留米市教育委員会規則第6号)第4条の規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学区域審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
知 識 経 験 者	ながの さとし 長野 哲	久留米市議会	令和5年11月1日 から 令和6年11月30日 まで

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

※は新委員

区 分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
知識経験者	やました ひさし 山下 尚	久留米市議会	やました ひさし 山下 尚	久留米市議会
〃	やまさき ケブン 山崎 ケブン	〃	やまさき ケブン 山崎 ケブン	〃
〃	たずみ かずや 田住 和也	〃	たずみ かずや 田住 和也	〃
〃	もりさき まさき 森崎 巨樹	〃	※ながの さとし 長野 哲	〃
〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃
〃	なわさき じゅんこ 縄崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク	なわさき じゅんこ 縄崎 順子	久留米男女平等推進 ネットワーク
〃	のぐち ひろふみ 野口 裕史	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	のぐち ひろふみ 野口 裕史	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
市立小中学校 の父母教師 会の役員	こうら よしふみ 高良 歓史	久留米市立山本小学校 父母教師会	こうら よしふみ 高良 歓史	久留米市立山本小学校 父母教師会
〃	いわした だいすけ 岩下 大輔	久留米市立良山中学校 父母教師会	いわした だいすけ 岩下 大輔	久留米市立良山中学校 父母教師会
市立小中学 校の校長	ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市立篠山小学校	ならはし えつこ 檜橋 関子	久留米市立篠山小学校
〃	たけした ひでか 武下 秀華	久留米市立高良内小学校	たけした ひでか 武下 秀華	久留米市立高良内小学校
〃	あらき おさむ 荒木 修	久留米市立荒木中学校	あらき おさむ 荒木 修	久留米市立荒木中学校
市立小中学 校の教職員	みずき てるこ 水城 輝子	久留米市立北野中学校	みずき てるこ 水城 輝子	久留米市立北野中学校
市の職員	はた みき 秦 美樹	久留米市協働推進部	はた みき 秦 美樹	久留米市協働推進部
〃	とよふく ゆきこ 豊福 由紀子	久留米市子ども未来部	とよふく ゆきこ 豊福 由紀子	久留米市子ども未来部

○久留米市立小中学校通学区域審議会規則（抜粋）

昭和 40 年 10 月 21 日

久留米市教育委員会規則第 6 号

~~~~~

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に 2 人以内とする。

（平 8 教規則 5・一部改正）

（委員）

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の教職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

（平 8 教規則 5・平 9 教規則 4・平 25 教規則 19・一部改正）

（委員の任期）

第 5 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項の臨時委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、当該規定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱いにより再任または委嘱の更新を行うことができるものとする。

4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

（平 8 教規則 5・一部改正）



教育委員会後援事業等に関する報告

R5.9.10からR5.10.9受付分まで  
※区分の★は新規に申請があったもの

| No. | 日時                                                                           | 事業名                                | 主催者名                   | 場所                          | 区分  | 担当課     |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------|-----------------------------|-----|---------|
| 1   | 令和5年11月11日(土) 12:00～16:30                                                    | 11月例会 Minecraft～描こう 久留米の未来～        | 一般社団法人久留米青年会議所         | 久留米ビジネスプラザ 大ホール             | 後援  | 学校教育課   |
| 2   | 令和5年10月20日(金) 13:30～16:50                                                    | 第33回筑後地区国際理解教育研究会 帰国・現地報告研究会       | 筑後地区国際理解教育研究会          | 福岡県教育庁北筑後教育事務所              | 後援  | 学校教育課   |
| 3   | 令和5年10月29日(日) 13:30～15:40                                                    | 親子であそぶ人形劇がっこう                      | 特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車   | 石橋文化会館・小ホール                 | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 4   | 令和5年10月13日(金)～12月3日(日) 9:00～17:00                                            | グリーンマルシェ 秋の植木祭                     | くるめ緑花センター協同組合          | くるめ緑花センター 道の駅くるめ            | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 5   | 令和5年10月29日(日) 14:00～16:00                                                    | 第14回御井女声コーラスコンサート・ロングライフ・コール第9回演奏会 | 御井女声コーラス・ロングライフ・コール    | 石橋文化センター 共同ホール              | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 6   | 令和5年10月7日(土)                                                                 | オール久留米で盛り上げ隊事業(第5回くるめ楽楽国まつり)       | オール久留米で盛り上げ隊実行委員会      | 久留米市中心市街地全域                 | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 7   | 令和5年10月8日(日) 10:00～16:00<br>9日(月) 10:00～15:00                                | ハレルーヤマルシェ                          | NPO法人くるぶら              | 久留米百年公園                     | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 8   | 令和5年11月12日(日) 9:00～16:30                                                     | サイクルファミリーパークフェスタ2023               | (公財)久留米観光コンベンション国際交流協会 | 久留米市御井町2028 久留米サイクルファミリーパーク | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 9   | 令和5年10月6日(金)～8日(日) 9:00～18:00<br>(最終日15:00)<br>令和5年10月8日(日) 11:00～12:30(授賞式) | 第26回竹峰書藝大院全国書道展                    | 竹峰書藝大院                 | プラム・カルコア 大宰府                | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 10  | 令和5年11月25日(土) 9:00～<br>令和5年11月26日(日) 16:00                                   | 第34回九州さつき盆栽展                       | 九州さつき愛好会               | 久留米リサーチパーク                  | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 11  | 令和5年11月18日(土) 18:00～20:30<br>19日(日) 15:00～17:30                              | ブリヂストン吹奏楽団久留米 第53回久留米定期演奏会         | ブリヂストン吹奏楽団久留米          | 石橋文化ホール                     | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 12  | 令和5年11月26日(日) 10:00～17:00                                                    | Dr.ブンブン ～オトナにチャレンジ!～               | Dr.ブンブン実行委員会           | 久留米シティプラザ全館                 | 後援★ | 生涯学習推進課 |

| No. | 日時                                                                                                                                                                               | 事業名                              | 主催者名                     | 場所                                                                                                                      | 区分  | 担当課     |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 13  | 令和5年11月3日(金) 10:00~16:00                                                                                                                                                         | マーメイドフェスタin久留米                   | マーメイドフェスタ実行委員会           | 久留米シティプラザ六角堂<br>広場、ほとめき通り商店街                                                                                            | 後援★ | 生涯学習推進課 |
| 14  | 令和5年11月19日(日) 10:00~12:00                                                                                                                                                        | パペットシアターPROJECT                  | 特定非営利活動法人舞台<br>アート工房・劇列車 | 久留米市立金丸小学校・<br>多目的ホール                                                                                                   | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 15  | 令和5年11月18日(土) 14:00~15:30                                                                                                                                                        | 子どものスマホ依存防止講演会                   | まなびあい・久留米                | 久留米シティプラザ                                                                                                               | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 16  | ①令和5年10月25日(水) 10:00~11:30<br>②令和5年10月26日(木) 18:30~20:30<br>③令和5年10月28日(土) 13:00~15:00<br>④令和5年11月 1日(水) 10:00~11:30<br>⑤令和5年11月 2日(木) 18:30~20:00<br>⑥令和5年11月 4日(土) 13:00~15:00 | 講座&ワークショップ「7か国語で<br>話そう。」        | ヒッポファミリークラブ西日本           | ①~⑤久留米シティプラザ<br>⑥ 久留米毎日文化会館                                                                                             | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 17  | 令和6年1月13日(土) 16:30~17:30<br>(開場16:00)                                                                                                                                            | 久留米商工会議所青年部創立3<br>5周年記念講演        | 久留米商工会議所青年部              | 久留米シティプラザ ザ・<br>グランドホール                                                                                                 | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 18  | 令和5年10月21日(土)、22日(日)、28日<br>(土)、29日(日)、11月4日(日)、5日(月)、25<br>日(土)、26日(日)<br>10:00~16:00                                                                                           | ハレルーヤ自由研究、ワーク<br>ショップコレクション      | NPO法人くるぶら                | 御井コミュニティーセン<br>ター、善導寺コミュニティー<br>センター、御原校区コミュニ<br>ティーセンター、弥生が丘<br>まちづくり推進センター、合<br>川コミュニティーセンター、<br>リサーチパーク久留米、久<br>留米大学 | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 19  | 令和6年1月6日(土) 9:30~17:30<br>3月29日(金) 9:30~17:30                                                                                                                                    | 子どもの人権プロジェクト                     | 子どもの人権を考える会              | えーるピア久留米(210・<br>211研修室)                                                                                                | 後援★ | 生涯学習推進課 |
| 20  | 令和5年12月2日(土) 13:00~19:00                                                                                                                                                         | ランドセルランド                         | 九州産業大学造形短期大学<br>部        | 久留米シティプラザ 六角<br>堂広場                                                                                                     | 後援★ | 生涯学習推進課 |
| 21  | 令和6年2月25日(日) 13:30~17:00                                                                                                                                                         | ギターアンサンブルFORNE<br>(フォーネ)第8回定期演奏会 | ギターアンサンブルFORNE           | えーるピア久留米 視聴覚<br>ホール                                                                                                     | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 22  | 令和5年11月15日(水) 10:00~11:30<br>令和5年11月18日(土) 13:30~15:00                                                                                                                           | 家事家計講習会                          | 久留米友の会                   | 久留米友の家、鳥栖市民<br>文化会館                                                                                                     | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 23  | 令和5年10月28日(土)~10月29日(日)                                                                                                                                                          | 近代五種競技 射撃・馬術体験<br>福岡教室           | 公益財団法人 日本近代五<br>種競技      | 加月乗馬クラブ、柳川<br>シューティングレンジ                                                                                                | 後援★ | 体育スポーツ課 |
| 24  | 令和5年10月28日(土) 13:00~15:00                                                                                                                                                        | QTnet陸上教室                        | 株式会社Qtnet                | 久留米総合スポーツセン<br>ター陸上競技場                                                                                                  | 後援★ | 体育スポーツ課 |
| 25  | 令和5年10月1日(日)~28日(土)、<br>11月1日(水)~29日(水)                                                                                                                                          | キッズスポーツ無料体験                      | 株式会社イトマンスポーツス<br>クール     | イトマンスポーツスクール<br>体育館                                                                                                     | 後援★ | 体育スポーツ課 |
| 26  | 令和5年12月2日(土)・3日(日) 9:30~                                                                                                                                                         | 2023高校女子バドミントン選抜久<br>留米大会        | 久留米市バドミントン協会             | 久留米アリーナ                                                                                                                 | 後援★ | 体育スポーツ課 |

| No. | 日時                                   | 事業名                   | 主催者名        | 場所                   | 区分 | 担当課     |
|-----|--------------------------------------|-----------------------|-------------|----------------------|----|---------|
| 27  | 令和5年12月1日(火) 16:30~18:00 他<br>(全10回) | 冬休みジュニアボウリング教室        | 久留米市ボウリング協会 | ユーズボウル久留米、スポ<br>ガ久留米 | 後援 | 体育スポーツ課 |
| 28  | 令和5年10月8日(日) 9:00~15:00              | 第50回高良山くんち奉納弓道大<br>会  | 高良大社        | 高良大社境内仮設弓道場          | 後援 | 体育スポーツ課 |
| 29  | 令和5年10月28日(土)~11月3日(金)<br>9:00~18:00 | 第153回九州地区高等学校野球<br>大会 | 福岡県高等学校野球連盟 | 久留米市野球場              | 後援 | 体育スポーツ課 |
| 30  |                                      |                       |             |                      |    |         |
| 31  |                                      |                       |             |                      |    |         |
| 32  |                                      |                       |             |                      |    |         |
| 33  |                                      |                       |             |                      |    |         |



## 久留米市立青峰・高良内小学校統合準備協議会の設置について

9月議会において、久留米市立青峰小学校と高良内小学校の統合に関する関連議案が議決されました。これにより、令和7年4月1日の青峰小学校と高良内小学校の統合が正式に決定となりました。

今後「久留米市立青峰・高良内小学校統合準備協議会（以下、「統合準備協議会」という。）」を設置し、統合に向けた具体的な内容について、保護者や地域の皆様と協議調整を行っていきます。

### 1 統合準備協議会の概要

#### (1) 委員構成

保護者代表・地域代表・校長・教育委員会

#### (2) 所掌事務

以下の事項について協議又は確認する。

- ① 通学に関する事
- ② 統合に伴う交流事業等に関する事
- ③ 閉校及び統合に伴う式典や行事等に関する事
- ④ その他学校統合に向けて必要な事項に関する事

#### (3) 主な協議事項

- ① 子どもたちの安全安心に関する事
- ② 学校運営・学校活動に関する事
- ③ 学校施設に関する事
- ④ その他の事項に関する事

### 2 第1回統合準備協議会の開催と「統合準備協議会ニュース」の発行

10月17日（火）高良内小学校において、第1回目の統合準備協議会を開催しました。

今後、「統合準備協議会ニュース（別紙参照）」等を発行し、保護者や地域の皆様へ周知してまいります。



### 令和5年度久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式について

令和5年度の久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式の期日は、下記のとおりです。

#### 記

| 年    | 月日    | 曜日 | 学校名等               |
|------|-------|----|--------------------|
| 令和6年 | 3月 1日 | 金  | 南筑高等学校             |
|      |       |    | 三井中央高等学校           |
|      | 3月 3日 | 日  | 久留米商業高等学校          |
|      | 3月 4日 | 月  | 久留米特別支援学校（高等部）     |
|      | 3月 8日 | 金  | 中学校                |
|      | 3月12日 | 火  | 久留米特別支援学校（小学部・中学部） |
|      | 3月14日 | 木  | 小学校                |





## アビスパ福岡公式戦「久留米市応援デー」について

アビスパ福岡と久留米市が令和4年9月6日に締結した「フレンドリータウンに関する協定」に基づき、アビスパ福岡が久留米市民を試合へ招待するもの。

### 1. 期日

令和5年10月28日（土）キックオフ14時 横浜F・マリノス戦

### 2. 会場

ベスト電器スタジアム（博多区東平尾公園2丁目1-1）

### 3. 概要

#### (1) 市民等の無料招待 約380名（小中高生230名、大人150名）

##### ① 久留米市在住または市内学校に通う小中高生及び保護者

- ・アビスパ福岡久留米市応援アンバサダー城後寿選手による招待分含む
- ・大人の無料招待については市内企業の協賛による

##### ② アビスパ福岡選手会による豪雨被災した田主丸地域住民の招待

- ・田主丸カル・スポクラブ所属の Jr. サッカーチーム及び田主丸中サッカー部を招待
- ・選手入場時のエスコートキッズ、及びキックオフ前にフィールド中央で円状の旗を掲揚するセンターサークルも選出

#### (2) 試合会場でのセレモニー

##### ① 試合開始前

- ・橋本副市長によるアビスパ選手への花束贈呈
- ・エスコートキッズ含む集合写真撮影

##### ② ハーフタイム

- ・久留米市のPR動画放映
- ・市長によるメッセージビデオ放映

#### (3) モニュメント広場における久留米市PRイベント

##### ① テントブース

- ・物販ブース：地場産くるめ
- ・久留米市PRブース：シティプロモーションによる久留米市のPR

##### ② 広場ステージでのイベント

アビスパ福岡と包括連携協定を締結している久留米大学の学生グループ「緋藍ドル（かすりアイドル）あいくる」による久留米緋PRイベントを実施

### 4. 当日のスケジュール概要

|       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 10:30 | モニュメント広場テントブースによる久留米市PR開始               |
| 12:10 | モニュメント広場ステージイベント（スタジアム入口付近）             |
| 13:50 | セレモニー開始<br>・橋本副市長による選手への花束贈呈<br>・集合写真撮影 |
| 14:00 | 前半キックオフ                                 |
| 14:50 | ハーフタイム<br>・久留米市PR動画放映<br>・市長メッセージビデオ放映  |
| 15:00 | 後半キックオフ                                 |
| 16:00 | 試合終了                                    |



## 令和6年度全国高校総合体育大会 カウントダウンボードの設置について

### 1 目的

令和6年度に全国高等学校総合体育大会（インターハイ）を北部九州4県（福岡県・佐賀県・長崎県・大分県）で開催する。大会を支える高校生による活動の一環として、大会開催までの残日数を表示するカウントダウンボードを県内高校生に制作してもらい、総合開会式及び各競技が開催される市町の主要駅等に設置することで、多くの方に大会開催に向けた意識付けを行うとともに開催気運の醸成を図るため。

### 2 設置期間・場所（予定）

- ・久留米市庁舎 1階ロビー（八女工業高校作成）  
令和5年10月24日（火）～令和6年8月20日（火）
- ・JR久留米駅東西自由通路（浮羽工業高校作成）  
完成次第設置予定
- ・久留米スポーツセンター体育館 1階入り口付近（南筑高校作成）  
令和5年10月18日（水）～令和6年8月20日（火）

### 3 設置物（カウントダウンボード）のサイズ

- ・幅 1.5m×奥行 1m×高さ 2m
- ※形状は異なる可能性あり

設置例



### 4 参考

○久留米市では、ハンドボール競技を担当する。

【開催日程】 令和6年8月7日（水）～13日（火） ※7日間

【会場】 ①久留米アリーナ、②みづま総合体育館、③アクション福岡、  
④大楠アリーナ（九州産業大学）、⑤大牟田市総合体育館

○県主催「300日前カウントダウンイベント」が10月9日に開催された。

【場所】 JR博多駅前広場

【内容】・プロ体操選手 内村航平氏によるトークイベント  
・友情の花の種伝達式  
・カウントダウンボード除幕

